

2018年度 第2回運営委員会議事録

【日 時】2018年6月9日（土）15:00～17:00 事務所

【出席者】島崎・林・野路・亀高・藤井・田中(悦)・都築

1. 年間山行計画において、変更が生じた場合の対応方法について

例会山行日にリーダー自身の都合がつかなくなり、日程等を変更する場合のルールについて

- ①日程・山行先はそのまま、リーダーを他の人に交代してもらう。
- ②山行月の他の空いている日程に変更する。（8月の赤目四十八滝の方法）
- ③他の日程の山行と入れ替える。（6月の林さんと杉森さんの仙ヶ岳と御在所岳の方法）

以上3つの方法について検討したところ

①、②、③のいずれかをその時の状況に合わせて選択すれば良いということになった。ただし、可能な限り2ヶ月前までに変更し、直前に変更する場合には、①日程・山行先はそのまま、リーダーを他の人に交代してもらうこととする。

2. 一般募集をする場合の留意点と新入会員増加のためのその他の活動について

「公開山行の一般参加者募集に関する意見のまとめ」をもとに審議した結果、公開山行は、①事前に会長にメールで申し込みをする。②年齢制限を設けて70歳以下とする。また、例会山行1のお試し山行については、①事前に会長にメールで入会申し込みがあった人を対象とすること、②年齢制限は入会規定の65歳以下とし、次の入会申込者が希望する場合に試行する。

3. 県連救助隊について

県連より協力要請があった場合「ハイカーのための搬出講習会」には協力するが「搜索訓練」には協力し兼ねることを県連理事会に報告しているが、県連としては救助隊そのものをどうするか年度内に検討しているとのこと。

今期（2018年6月～2019年5月）は、西大和山の会より4名（島崎、林、亀高、田中悦）を県連救助隊名簿に明記する。

4. 会則（第5章 財政）及び細則4（特別基金運用規定）の内容変更の提案等(4件)について

会則、細則等に関する改正点提案について、以下の通り運営委員会で検討して合意した（赤字が改正点）。最終的に合意後、運営委員案として年度末の総会に諮る。

- (1) 西大和山の会会則（第5章 財政）第10条の2項「本会の会計年度は、3月1日から翌年2月末までとし」を「4月1日から翌年3月末までとし」に改正する。

また、第10条の5項「会費の支払いは、毎年3月～8月の期間に入会した会員は、入会と同時に入会した月より8月分より一括して支払う。会員の会費支払い月は3月・9月とする。」を「毎年4月～9月の期間に入会した会員は、入会と同時に入会した月より9月分まで一括して支払う。会員の会費支払い月は4月・10月とする。」に改正する。

- (2) 細則4 特別基金運用規定第7条を以下のように改正する。

西大和基金は、積立金の1/2の範囲内において、以下に掲げる場合に限り、遭難対策に関連しない事象においても本会への貸し付け及び高額な装備品や事務所移転に伴う費用などには使用できる。

- ① 一般会計に不足金が生じたときの貸し付け
- ② 高額な装備品の購入もしくは補修費用への使用
- ③ 本会の事務所または倉庫などの賃貸もしくは移転に伴う諸費用への使用

また、「第9条 3 第7条に基づく貸付の返済は、原則として積立金を充てる」は削除する。

- (3) 以下の事項を骨子とする「細則5 会計運用規定」として新たに設けることとし、会計の野路さんが案を作成する。

第1条 【伝票】 会計は次の伝票を作成する。

1. 入金伝票 【現金収入の時に起こす】

- 2.出金伝票 [現金支出の時に起こす]
- 3.振替伝票 [銀行の振込や利息・その他振替に起こす]

第2条 [帳簿] 会計は次の帳簿を置くこととする。

- 1.現金出納帳 入金伝票、出金伝票に基づいて記帳をしていく。
- 2.銀行勘定帳 振替伝票に基づいて銀行の入出金と利息など、記帳をしていく。
- 3.総勘定元帳 全ての入出金分かる帳簿(現金・銀行など)

第3条 [保管]

会計の入出金振替伝票、帳簿、領収書、決算報告書等の書類の保管期間は5年とする。

第4条 [会計監査] 会計監査は前会計担当者が指名され承認される。次の事項を行い決算報告書との照合、確認、署名捺印をする。

- 1.現金出納帳の残高と現金の照合。
- 2.銀行勘定帳の残高と通帳の照合。
- 3.総勘定元帳で使用状況の適正か否かの確認。
- 4.領収書との確認。
- 5.その他

(4) 細則4 特別基金運用規定第5条2項に規定する「西大和基金の事業目的に必要なかつ十分な積立金が確保できたと判断した場合、総会に諮って積立を停止することができる」金額を100万円とすることを決定し、附則として定める。

5. 運営委員会の開催規定について

会則の運営委員会に関する規定に、「運営委員会は集会だけでなくメールによる意見集約によっても決定することができること」を追加することについて、会則第8条 運営委員会に次の条文を加える。

運営委員会は委員の三分の二以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数をもって行う。
運営委員会は、集会の開催による議決のほか、会長が承認した場合においては、特定の議題に関して委員全員にメールによって意見を問い、議決することができる。

6. その他

暑気払いの日程を9月2日(日)から9月16日(日)に変更する。

以上